

居住誘導区域の検討

居住誘導区域の検討

【STEP1-1】法制度上含められない・含むべきでない地域を除外

【法律上含まないこととされる区域】

■居住誘導区域に含めてはならない区域（法令）

根 拠	区 域
都市再生特別措置法 第81条第19項	● 市街化調整区域 ● 建築基準法第39条第1項に規定する災害危険区域のうち、同条第2項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域
都市再生特別措置法 施行令第30条	● 農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域、農地法第5条第2項第1号ロに掲げる農地や採草放牧地の区域 ● 自然公園法第20条第1項に規定する特別地域 ● 森林法第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林の区域 ● 自然環境保全法第14条第1項に規定する原生自然環境保全地域、同法第25条第1項に規定する特別地区 ● 森林法第30条若しくは第30条の2の規定により告示された保安林予定森林の区域、同法第41条の規定により指定された保安施設地区、同法第44条において準用する同法第30条の規定により告示された保安施設地区に予定された地区 ● 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域 ● 地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域 ※地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域については災害防止のための措置が講じられている区域を除く ● 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域 ● 特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項に規定する浸水被害防止区域

居住誘導区域の検討

【STEP1-1】法制度上含められない・含むべきでない地域を除外

【法律上含まないこととされる区域】

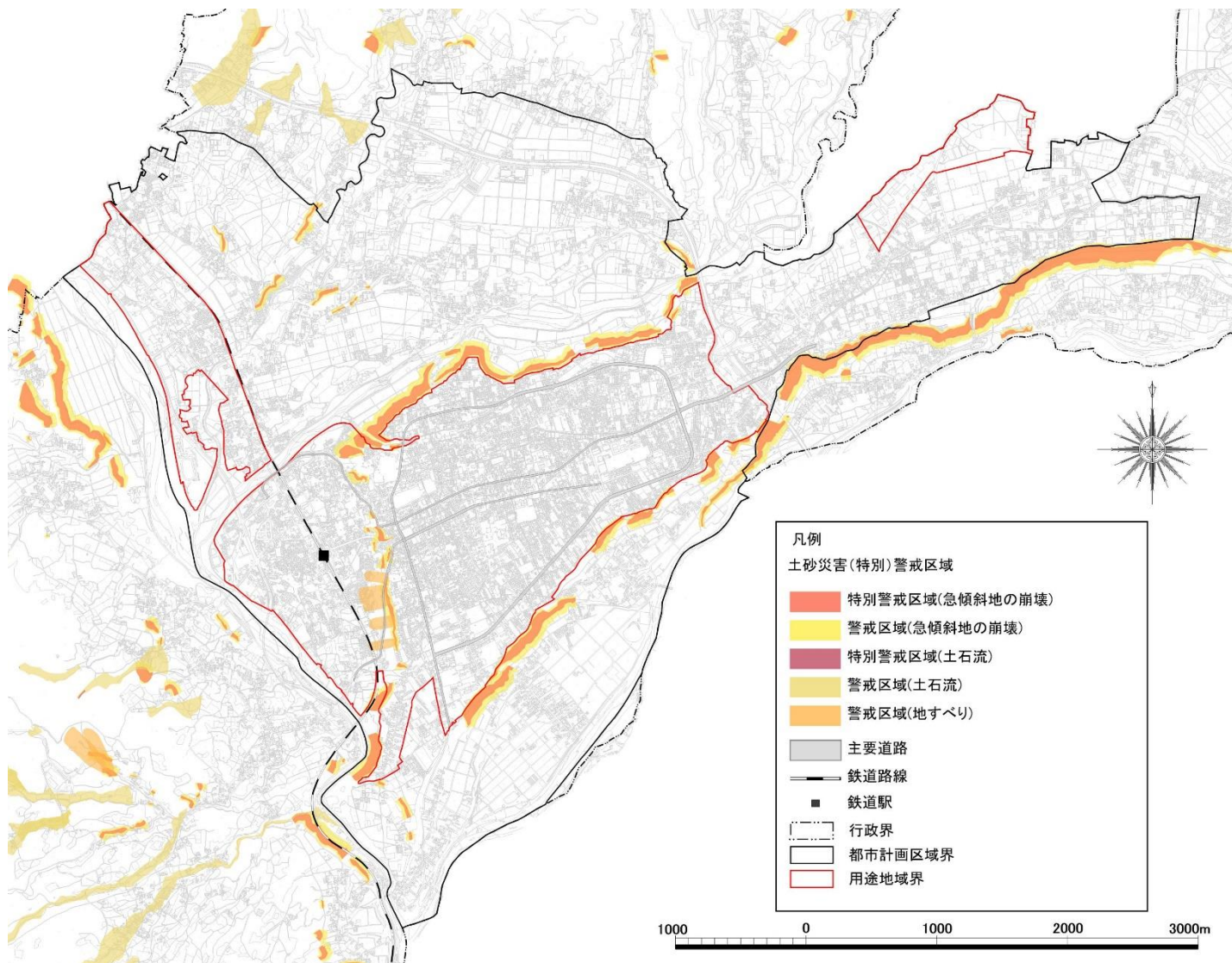
■居住誘導区域に含まないこととすべき区域（都市計画運用指針）

根拠	区域
都市計画運用指針	● 原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域 →津波防災地域づくりに関する法律第72条第1項に規定する津波災害特別警戒区域 →災害危険区域（建築基準法第39条第1項に規定する災害危険区域のうち、同条第2項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域を除く） ● 原則として、災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備の見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域 →土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域 →津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項に規定する津波災害警戒区域 →水防法第14条第1項に規定する浸水想定区域 →土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項に規定する基礎調査、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に規定する津波浸水想定における浸水の区域、特定都市河川浸水被害対策法第4条第4項に規定する都市浸水想定における都市浸水が想定される区域及びその他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域

居住誘導区域の検討

【STEP1-2】 災害リスクの高い地域を除外

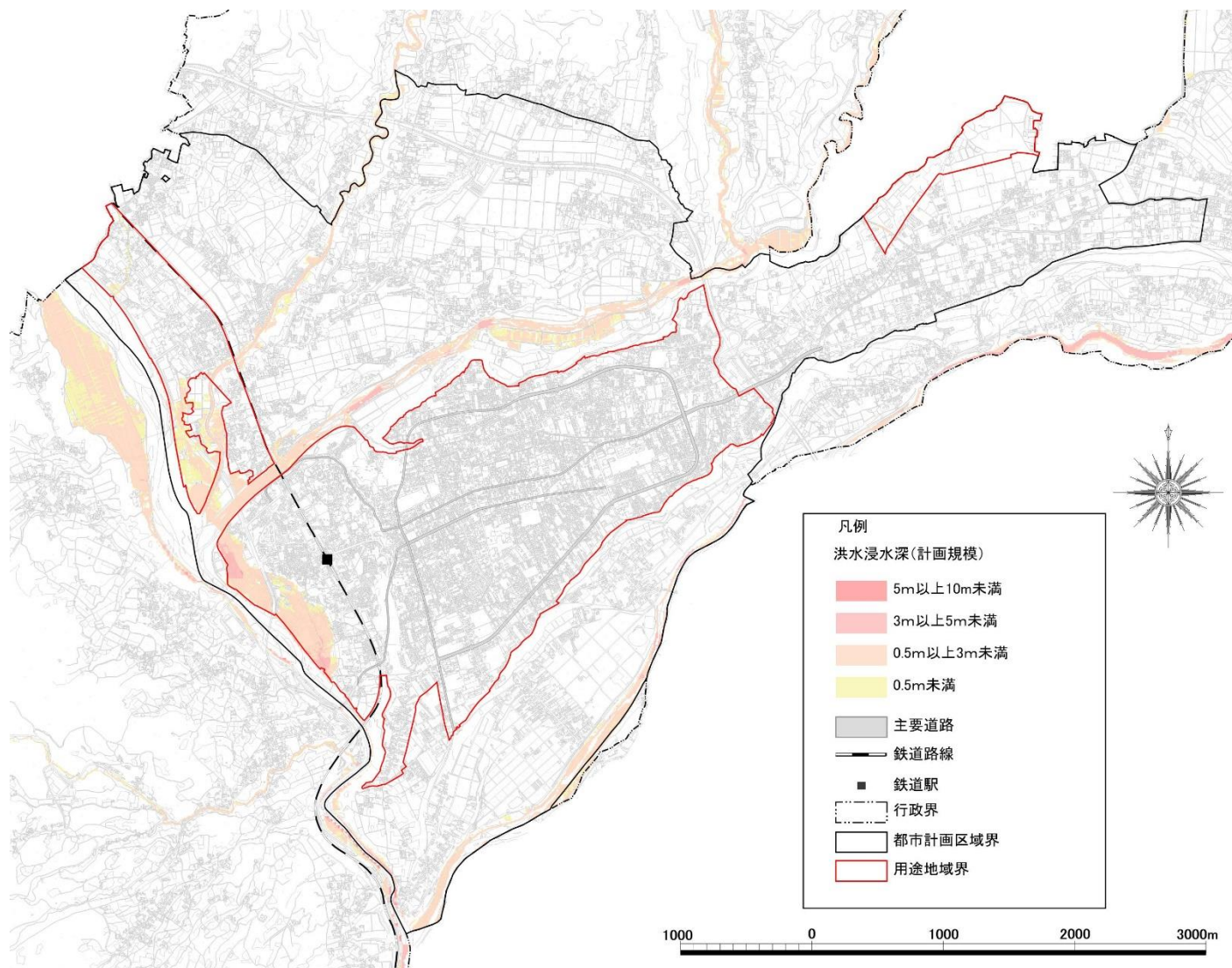
【土砂災害警戒区域】



居住誘導区域の検討

【STEP1-2】 災害リスクの高い地域を除外

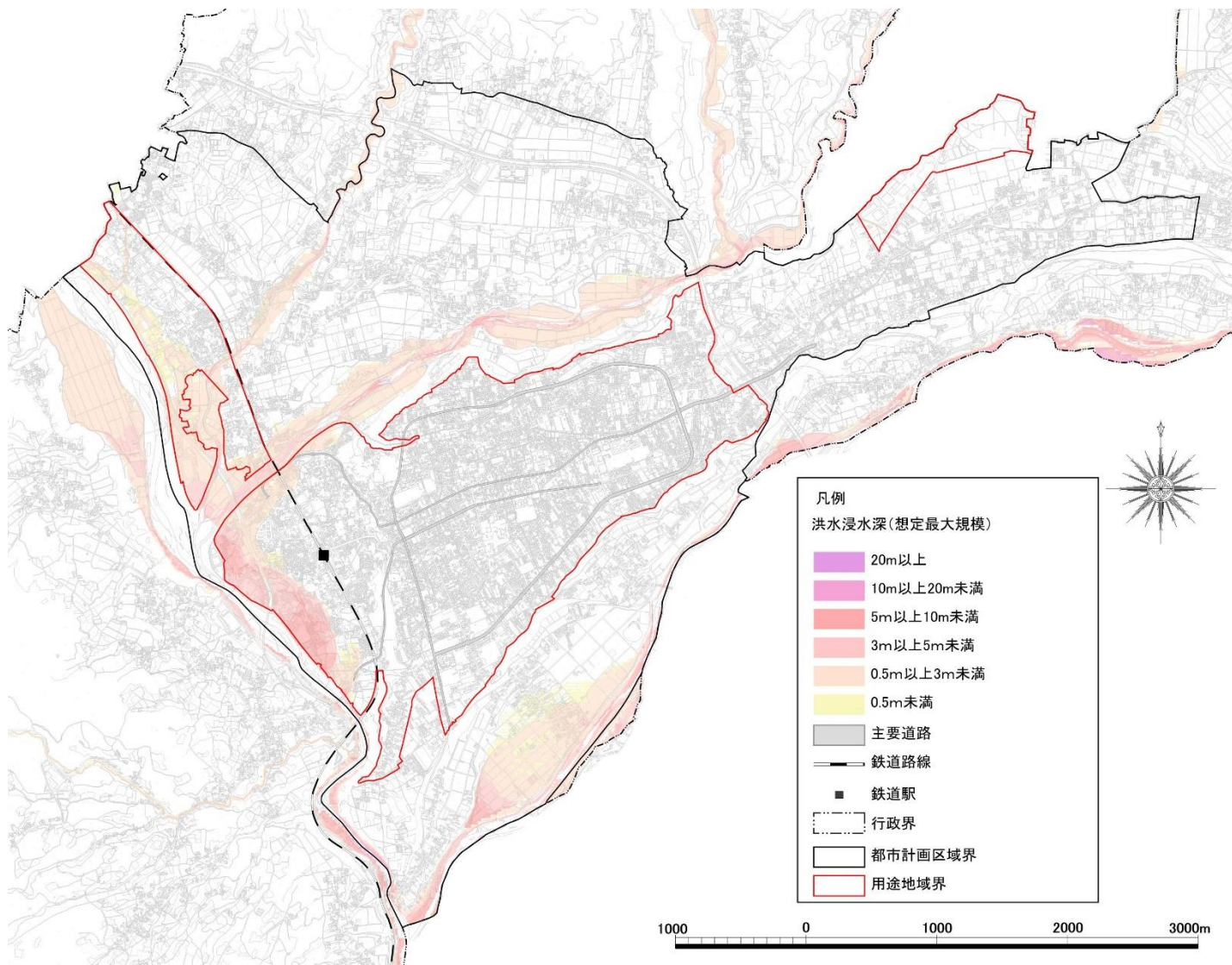
【洪水浸水想定区域（計画規模）】



居住誘導区域の検討

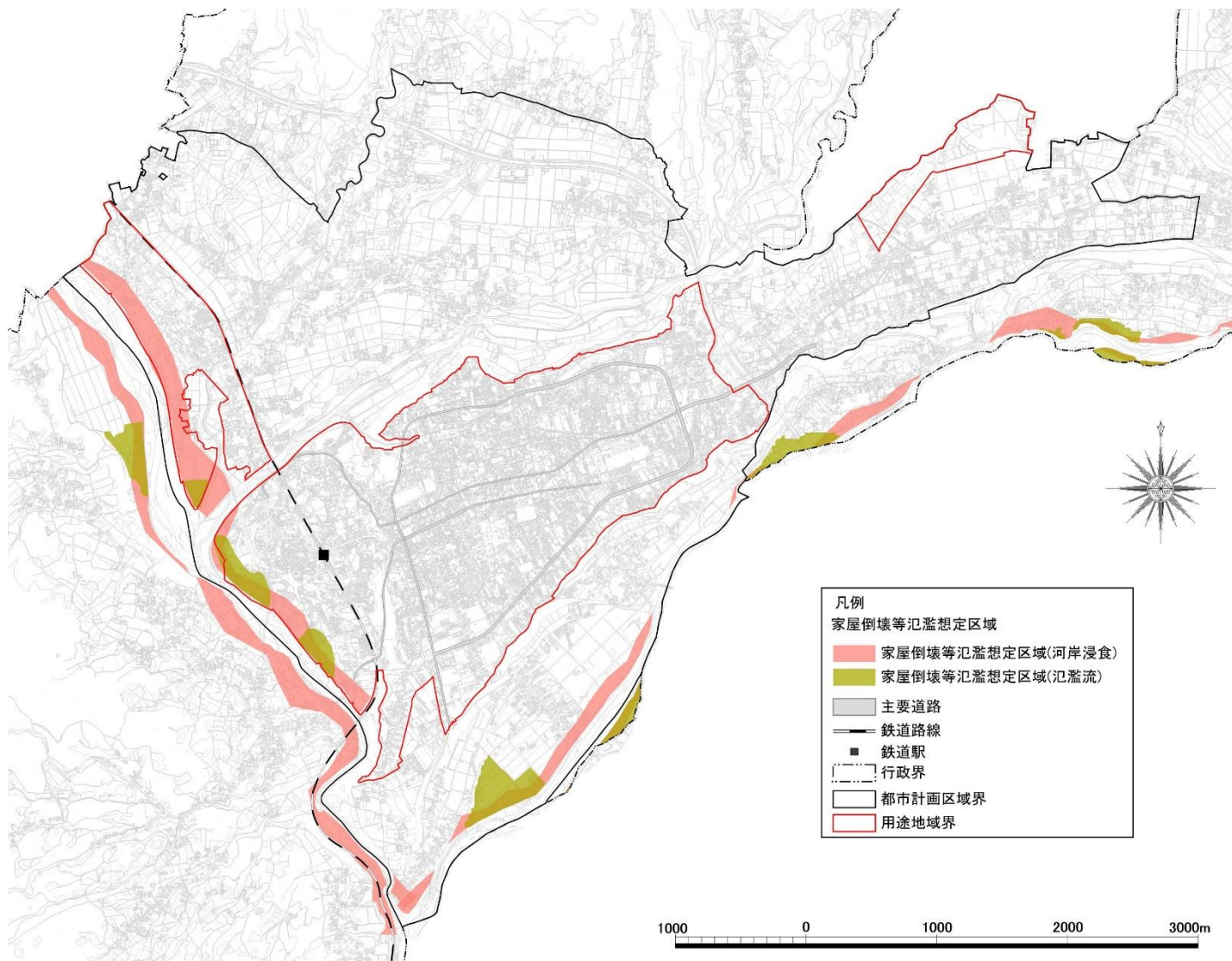
【STEP1-2】 災害リスクの高い地域を除外

【洪水浸水想定区域（想定最大規模）】

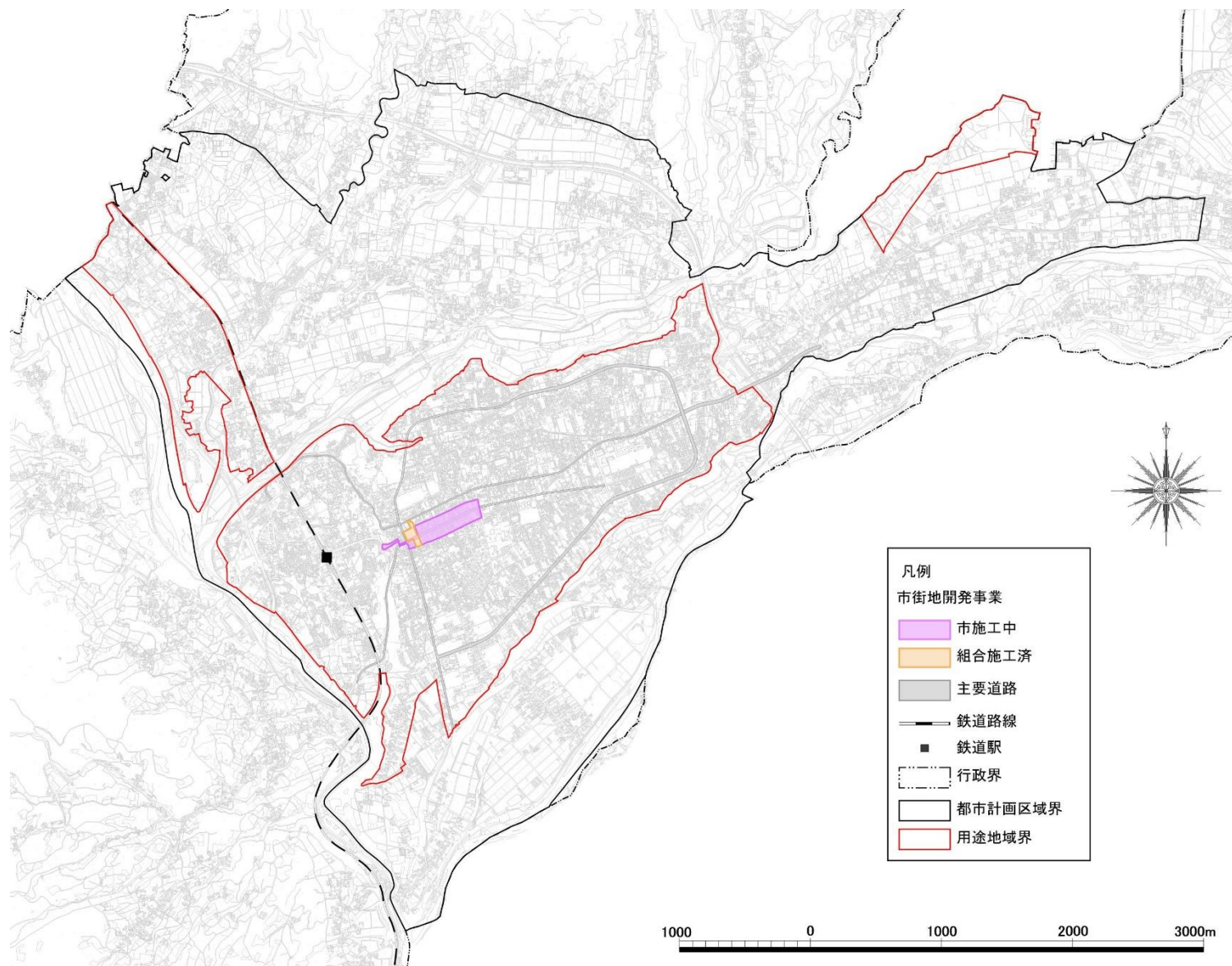


【STEP1-2】 災害リスクの高い地域を除外

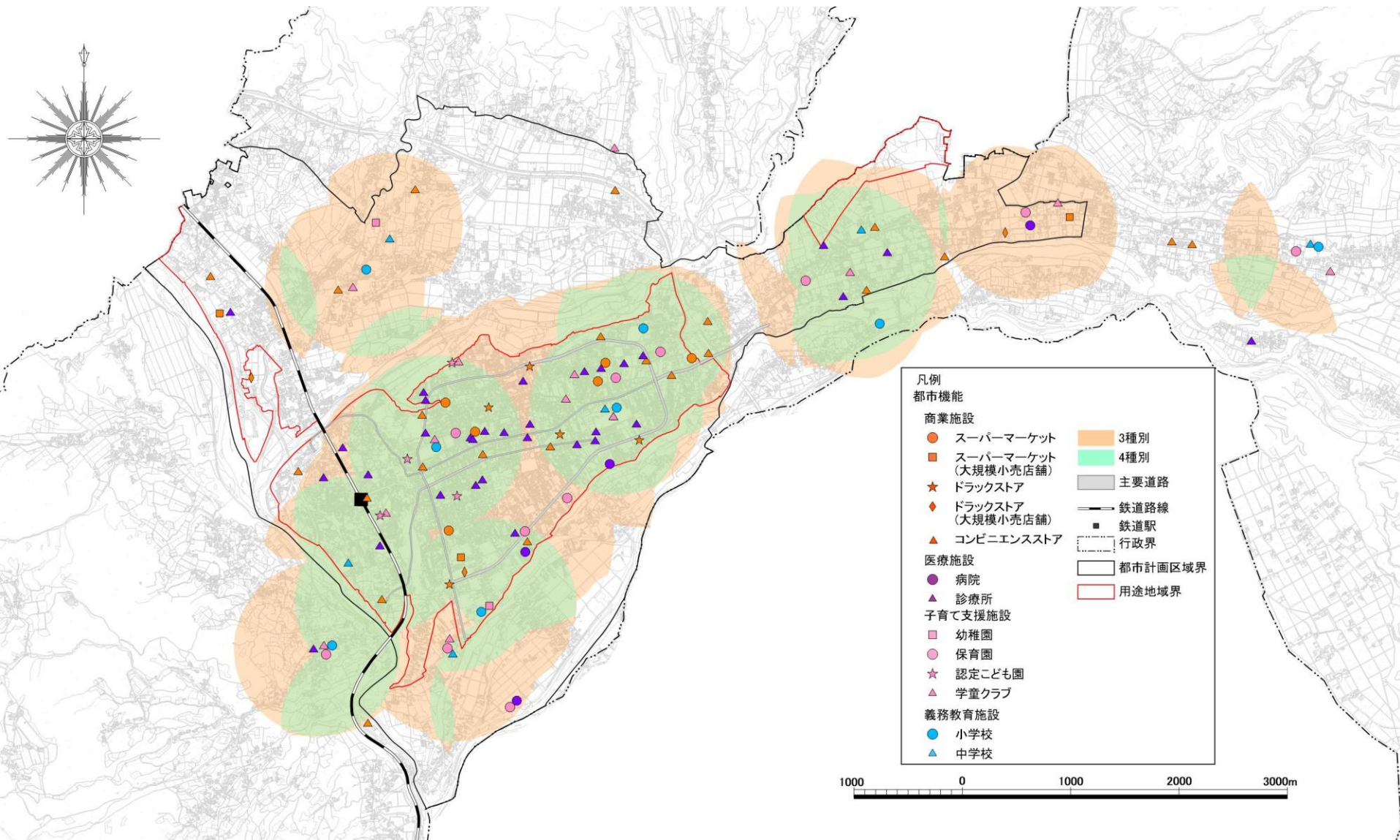
【家屋倒壊等氾濫想定区域】



【STEP2-1】土地区画整理事業の範囲を抽出



【STEP2-2】 身近な都市機能が充実している範囲を抽出

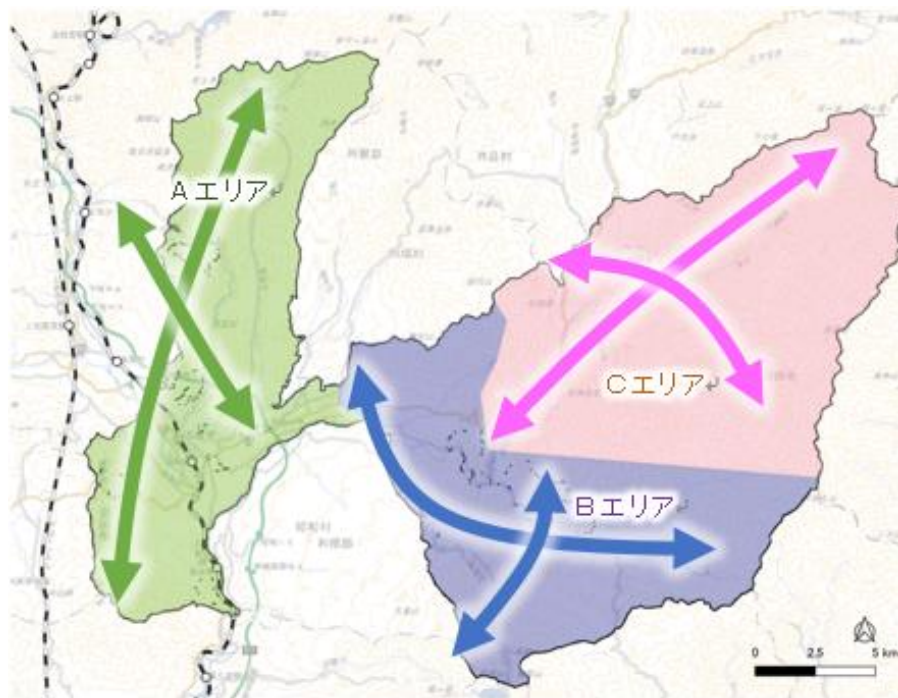


居住誘導区域の検討

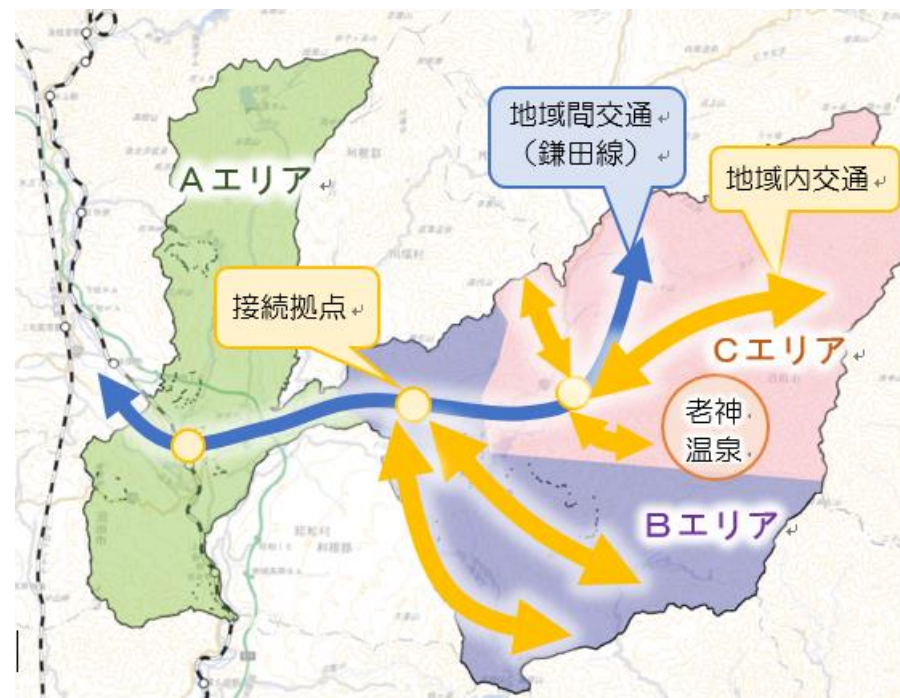
【参考】公共交通ネットワークの方向性(沼田市地域公共交通計画)

【公共交通利便性】

＜地域内ネットワーク＞



＜地域間ネットワーク＞



居住誘導区域の検討

【参考】人口密度40人/haのエリアを抽出

【将来人口密度（令和27(2045)年 人口密度（都市計画区域））】

